

## 1 東京都青少年の健全な育成に関する条例 (抄)

制定 昭和39年 8月 1日条例第181号  
最近改正 平成29年12月22日条例第 74号

### (携帯電話端末等の推奨)

**第5条の2** 知事は、携帯電話端末又はPHS端末（これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。）で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないよう必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2 知事は、インターネット接続機器（インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるものをいう。）に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

3 知事は、前二項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に関係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

### 第3章の4 インターネット利用環境の整備

#### (インターネット利用に係る都の責務)

**第18条の10** 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

2 都は、青少年がインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を確実に習得できるようにするため、青少年に対して行われるインターネットの利用に関する啓発についての指針を定めるものとする。

#### (インターネット利用に係る事業者の責務)

**第18条の11** 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）を開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を提供する事業者は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサ

サービスの性能及び利便性の向上を図るように努めなければならない。

- 2 青少年インターネット環境整備法第30条第1号のフィルタリング推進機関並びに同条第2号及び第6号の民間団体は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その業務を通じ、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの性能の向上及び利用の普及を図られるように努めるものとする。
- 3 インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）は、インターネット接続役務（同条第5項に規定するインターネット接続役務をいう。）に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。
- 4 第16条第1項第4号に掲げる施設を経営する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用した機器又は青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を受けた機器の提供に努めなければならない。
- 5 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害並びにこれらの除去に必要な知識について青少年が適切に理解できるようにするための啓発に努めるものとする。

#### （携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）

- 第18条の12** 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき又は青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、東京都規則で定めるところにより、保護者が携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により青少年がインターネット上の青少年有害情報（青少年インターネット環境整備法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。）を閲覧することがないように適切に監督することその他の東京都規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。第3項において同じ。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の東京都規則で定める

事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第1項の規定により保護者から提出を受けた書面に記載又は記録をされた事項を、東京都規則で定めるところにより、保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第4項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 7 知事が指定した知事部局の職員は、第2項から第5項までの規定の施行に必要な限度において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

#### (インターネット利用に係る保護者等の責務)

- 第18条の13** 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、青少年のインターネットの利用を的確に管理するように努めなければならない。
- 2 保護者等は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。
  - 3 都は、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をした場合におけるその保護者に対し、必要に応じ、再発防止に資する情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

## 2 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則(抄)

制定 平成16年 3月31日規則第 98号  
最近改正 平成31年 3月29日規則第 59号

### (携帯電話端末等の推奨の基準)

**第2条の2** 条例第5条の2第1項の東京都規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすものであることとする。

一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める要件を全て満たし、青少年の利用に関して青少年の健全な育成に配慮していると認められる携帯電話端末又はPHS端末（これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。以下同じ。）であること。

イ 青少年が専ら保護者等（保護者（条例第4条の2第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。）及び青少年の育成に関わる者をいう。以下同じ。）との連絡のために携帯電話端末又はPHS端末を利用する時期（おおむね小学生程度）

- (1) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末を利用して保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できること。
- (2) 青少年による携帯電話端末又はPHS端末での連絡を取るための利用において、青少年の家庭の状況に応じてその利用を最小限にとどめられること。
- (3) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末を利用してウェブサイトを利用することができないこと。
- (4) 連絡を取るための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること。
- (5) 保護者等による保護又は監護を可能とする機能があること。

ロ 青少年がインターネットの利用について学習している時期（おおむね中学生以上）

- (1) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末を利用して青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡を取ることを防止できること。
- (2) 青少年の家庭の状況に応じて青少年による携帯電話端末又はPHS端末の深夜の利用を適切に制限できるとともに、青少年の生活習慣を乱すような携帯電話端末又はPHS端末の利用及び依存的な利用を抑止できること。
- (3) 保護者が、利用者である青少年のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて青少年の携帯電話端末又はPHS端末の利用状況を適切に把握することができること。
- (4) 青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）の閲覧を制限するために、青少年が、携帯電話端末又はPHS端末のインターネットを利用して、青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用できること。
- (5) 連絡を取るための機能若しくはウェブサイトを利用するための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること。

二 前号に掲げる要件に該当する機能が一括して提供されていること又は当該機能を保護者が容易に設定できるようにされていること。

三 第1号に掲げる要件に該当する機能を確保するため、その機能を設定し、又は変更する場合には、必ず保護者が関与する仕組みが確保されていること。

2 条例第5条の2第2項の東京都規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすものであることとする。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ インターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等(条例第18条の7第1号に規定する児童ポルノ等をいう。)の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資するものであること。

ロ インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、又はそのかされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺又は犯罪の防止に資するものであること。

ハ インターネット上で青少年がいじめを受けた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、いじめの防止に資するものであること。

ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資すると知事が認めるものであること。

二 青少年のプライバシーに配慮されているものであること。

三 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に配慮されているものであること。

四 青少年に広く利用されるように配慮されているものであること。

五 その他知事が必要と認める要件を備えていること。

#### (検討委員会の設置)

**第2条の3** 条例第5条の2第3項の規定により意見を聴取するために、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

#### (検討委員会の構成)

**第2条の4** 検討委員会は、次に掲げる者につき、都民安全推進本部長が任命又は委嘱する委員16人以内をもって構成する。

一 業界に関係を有する者 3人以内

二 青少年の保護者 3人以内

三 教育関係者 3人以内

四 学識経験を有する者 3人以内

五 関係行政機関の職員 2人以内

六 東京都の職員 2人以内

#### (委員の任期)

**第2条の5** 前条第1号から第4号までの委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (検討委員会の庶務)

**第2条の6** 検討委員会の庶務は、都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課において処理する。